

入札契約適正化法等に基づく実施状況調査の結果について

平成27年3月27日
国土交通省
総務省
財務省

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(以下「入札契約適正化法」という。)に基づき、公共工事の発注者による入札契約の適正化の取組状況について、毎年度1回調査しています。また、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」についての取組状況を合わせて調査しています。

本日、平成25年度の調査結果並びに入札契約適正化法の対象である国、特殊法人等及び地方公共団体ごとの実施状況及び今後の取組方針を取りまとめ、公表しましたので、お知らせいたします。

別紙1:実施状況調査の集計結果

別紙2:入札契約適正化法対象の各団体の入札契約制度の現状について

※本紙における集計結果の割合については、端数処理の関係上、合計値が100%にならない場合があります。

(調査対象機関)

- ・国 19機関
- 特殊法人等 126法人
- 地方公共団体 47都道府県
20指定都市
1,722市区町村

(調査対象時点)

- ・平成25年9月1日現在

(調査結果の概要) ※詳細については、別添参照。

◆国及び特殊法人等について

<一般競争入札の導入について>

- ・平成18年よりすべての機関で導入済み。

<総合評価方式の導入について>

- ・国においては、平成24年と同様に17機関(89.5%)で導入済み。特殊法人等においては、122機関(96.8%)から120機関(95.2%)に減少。

<低入札価格調査基準価格の算定式について>

- ・平成25年5月中央公契連モデルを採用又は準拠している機関は、国においては、16機関(84.2%)、特殊法人等においては、91機関(72.8%)となっている。

◆地方公共団体について

<一般競争入札の導入について>

・都道府県及び指定都市においては、すべての団体に導入済み。市区町村においては、1,205団体(70.0%)から1,239団体(72.0%)に増加。

<総合評価方式の導入について>

・都道府県及び指定都市においては、すべての団体に導入済み。市区町村においては、1,077団体(62.5%)から1,085団体(63.0%)に増加。

<ダンピング対策について>

・低入札価格調査制度及び最低制限価格制度については、都道府県及び指定都市においては、すべての団体がいずれかの制度を導入済み。市区町村においては、いずれかの制度を導入している団体が1,490団体(86.5%)から1,515団体(88.0%)に増加。

<予定価格等の公表時期について>

・予定価格等の事後公表を行っている団体は、都道府県においては30団体(63.8%)から31団体(66.0%)に、指定都市においては14団体(70.0%)から16団体(80.0%)に、市区町村においては766団体(44.5%)から800団体(46.5%)にそれぞれ増加。

<低入札価格調査基準価格の公表時期について>

・低入札価格調査制度を導入している団体のうち、低入札価格調査基準価格の事後公表を行っている団体は、都道府県においては38団体(80.9%)から40団体(85.1%)に増加。指定都市においては19団体(95.0%)で増減なし。市区町村においては343団体(56.0%)から351団体(57.4%)に増加。

<最低制限価格の公表時期について>

・最低制限価格制度を導入している団体のうち、最低制限価格の事後公表を行っている団体は、都道府県においては34団体(79.1%)から35団体(81.4%)に、指定都市においては17団体(85.0%)から19団体(95.0%)に、市区町村においては712団体(52.7%)から750団体(54.5%)にそれぞれ増加。

1. 国及び特殊法人等の取組状況等について

(1) 一般競争入札の導入状況

国及び特殊法人等においては、平成18年よりすべての機関において一般競争入札を導入しています。

また、一般競争入札において、地域要件採用している機関のうち、国では66.7%、特殊法人等では93.2%が運用方針を設定しています。

① 一般競争入札の導入について

	本格導入		試行導入		未導入	
	H24.9.1	H25.9.1	H24.9.1	H25.9.1	H24.9.1	H25.9.1
国	19 100.0%	19 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
特殊法人等	126 100.0%	126 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%

② 一般競争入札において地域要件を設定している場合の運用方針について

	運用方針を定めている				運用方針を定めていない	
	公表している		非公表		H24.9.1	H25.9.1
	H24.9.1	H25.9.1	H24.9.1	H25.9.1		
国	2 22.2%	3 33.3%	4 44.4%	3 33.3%	3 33.3%	3 33.3%
特殊法人等	99 81.8%	97 82.9%	9 7.4%	12 10.3%	13 10.7%	8 6.8%

※ 地域要件を採用していない発注機関を除く。

(2) 総合評価方式の導入状況

国においては、平成24年と同様に17機関(89.5%)で導入しています。特殊法人等においては、平成24年の122機関(96.8%)から120機関(95.2%)に減少しています。

① 総合評価方式の導入について

	本格導入		年度内本格導入		試行導入		年度内試行導入		未導入(年度内導入予定なし)	
	H24.9.1	H25.9.1	H24.9.1	H25.9.1	H24.9.1	H25.9.1	H24.9.1	H25.9.1	H24.9.1	H25.9.1
国	14 73.7%	15 78.9%	0 0.0%	0 0.0%	3 15.8%	2 10.5%	0 0.0%	0 0.0%	2 10.5%	2 10.5%
特殊法人等	117 92.9%	116 92.1%	0 0.0%	0 0.0%	5 4.0%	4 3.2%	0 0.0%	0 0.0%	4 3.2%	6 4.8%

(3) 低入札価格調査基準価格の算定式について

平成25年5月に改正された中央公契連モデルを採用又は準拠している機関は、国では84.2%、特殊法人等では、72.8%となっています。

	独自モデルを採用				独自モデルを採用 平成21年4月中央公契連モデル水準より低い		平成25年5月中央公契連モデルを採用		平成25年5月中央公契連モデルに準拠	
	平成21年4月中央公契連モデル水準と同等以上		うち平成25年中央公契連モデル以上の水準		H24.9.1	H25.9.1	H24.9.1	H25.9.1	H24.9.1	H25.9.1
国	0	1	0	1	0	0	-	15	-	1
	0.0%	5.3%	0.0%	5.3%	0.0%	0.0%	-	78.9%	-	5.3%
特殊法人等	1	1	0	1	1	1	-	90	-	1
	0.8%	0.8%	0.0%	0.8%	0.8%	0.8%	-	72.0%	-	0.8%

	平成23年4月中央公契連モデルを採用		平成23年4月中央公契連モデルに準拠		平成21年4月中央公契連モデルを採用		平成21年4月中央公契連モデルに準拠	
	H24.9.1	H25.9.1	H24.9.1	H25.9.1	H24.9.1	H25.9.1	H24.9.1	H25.9.1
国	14	1	1	0	4	1	0	0
	73.7%	5.3%	5.3%	0.0%	21.1%	5.3%	0.0%	0.0%
特殊法人等	115	26	2	1	2	1	0	0
	92.0%	20.8%	1.6%	0.8%	1.6%	0.8%	0.0%	0.0%

	平成20年6月中央公契連モデルを採用		平成20年6月中央公契連モデルに準拠		昭和61年6月中央公契連モデルを採用		昭和61年6月中央公契連モデルに準拠		算定式は非公表	
	H24.9.1	H25.9.1	H24.9.1	H25.9.1	H24.9.1	H25.9.1	H24.9.1	H25.9.1	H24.9.1	H25.9.1
国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
特殊法人等	1	1	0	0	2	0	1	2	0	0
	0.8%	0.8%	0.0%	0.0%	1.6%	0.0%	0.8%	1.6%	0.0%	0.0%

2. 地方公共団体の取組状況について

(1) 一般競争入札の導入状況

都道府県及び指定都市においては、すべての団体において一般競争入札を導入しています。

また、市区町村においては、一般競争入札の導入率が平成24年度の70.0%から平成25年度に72.0%に増加しています。

一般競争入札において、地域要件を採用している団体のうち、都道府県においてはすべての団体で運用方針を設定しています。また、指定都市においては90.0%が、市区町村においては53.7%が運用方針を設定しています。

① 一般競争入札の導入について

	本格導入		試行導入		未導入	
	H24.9.1	H25.9.1	H24.9.1	H25.9.1	H24.9.1	H25.9.1
都道府県	47 100.0%	47 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
指定都市	20 100.0%	20 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
市区町村	1005 58.4%	1040 60.4%	200 11.6%	199 11.6%	517 30.0%	483 28.0%
計	1072 59.9%	1107 61.9%	200 11.2%	199 11.1%	517 28.9%	483 27.0%

② 一般競争入札において地域要件を設定している場合の運用方針について

	運用方針を定めている				運用方針を定めていない	
	公表している		非公表		定めていない	
	H24.9.1	H25.9.1	H24.9.1	H25.9.1	H24.9.1	H25.9.1
都道府県	27 58.7%	27 58.7%	19 41.3%	19 41.3%	0 0.0%	0 0.0%
指定都市	14 70.0%	13 65.0%	6 30.0%	5 25.0%	0 0.0%	2 10.0%
市区町村	365 33.8%	360 32.9%	229 21.2%	227 20.7%	485 44.9%	507 46.3%
計	406 35.5%	400 34.5%	254 22.2%	251 21.6%	485 42.4%	509 43.9%

※ 一般競争入札を行っていない発注機関及び地域要件を採用していない発注機関を除く。

(2) 総合評価方式の導入状況

都道府県及び指定都市においては、すべての団体において総合評価方式を導入（試行導入等を含む。）しています。また、市区町村では平成24年度に62.5%であった総合評価方式の導入率が平成25年度には63.0%に増加しています。

① 総合評価方式の導入について

	本格導入		年度内本格導入		試行導入		年度内試行導入		未導入（年度内導入予定なし）	
	H24.9.1	H25.9.1	H24.9.1	H25.9.1	H24.9.1	H25.9.1	H24.9.1	H25.9.1	H24.9.1	H25.9.1
都道府県	29 61.7%	32 68.1%	0 0.0%	0 0.0%	18 38.3%	15 31.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
指定都市	9 45.0%	11 55.0%	2 10.0%	1 5.0%	9 45.0%	8 40.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
市区町村	166 9.6%	212 12.3%	14 0.8%	14 0.8%	873 50.7%	847 49.2%	24 1.4%	12 0.7%	645 37.5%	637 37.0%
計	204 11.4%	255 14.3%	16 0.9%	15 0.8%	900 50.3%	870 48.6%	24 1.3%	12 0.7%	645 36.1%	637 35.6%

(3) 低入札価格調査制度、最低制限価格制度のダンピング対策について

ダンピング対策としての低入札価格調査制度及び最低制限価格制度については、平成24年度と同様に全ての都道府県及び指定都市においていずれかの制度を導入しています。また、市区町村におけるいずれかの制度を導入している団体の割合は、平成24年度の86.5%から88.0%に増加しました。

	低入札価格調査制度のみ導入		低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用		最低制限価格制度のみ導入		いずれの制度も導入していない	
	H24.9.1	H25.9.1	H24.9.1	H25.9.1	H24.9.1	H25.9.1	H24.9.1	H25.9.1
都道府県	4 8.5%	4 8.5%	43 91.5%	43 91.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
指定都市	0 0.0%	0 0.0%	20 100.0%	20 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
市区町村	138 8.0%	140 8.1%	475 27.6%	471 27.4%	877 50.9%	904 52.5%	232 13.5%	207 12.0%
計	142 7.9%	144 8.0%	538 30.1%	534 29.8%	877 49.0%	904 50.5%	232 13.0%	207 11.6%

(3)－2低入札価格調査基準価格の算定式について

	独自モデルを採用 平成21年4月中央公 契連モデル水準と 同等以上				独自モデルを採用 平成21年4月中央 公契連モデル水準 より低い		平成25年5月中央公 契連モデルを採用		平成25年5月中央公 契連モデルに準拠	
	H24. 9. 1	H25. 9. 1	うち平成 25年中央 公契連モ デル以上 の水準	うち平成 25年中央 公契連モ デル未満 の水準	H24. 9. 1	H25. 9. 1	H24. 9. 1	H25. 9. 1	H24. 9. 1	H25. 9. 1
都道府県	13 27.7%	16 34.0%	16 34.0%	0 0.0%	1 2.1%	0 0.0%	- -	20 42.6%	- -	7 14.9%
指定都市	4 20.0%	3 15.0%	2 10.0%	1 5.0%	0 0.0%	0 0.0%	- -	10 50.0%	- -	5 25.0%
市区町村	46 7.5%	62 10.1%	26 4.3%	36 5.9%	65 10.6%	44 7.2%	- -	144 23.6%	- -	25 4.1%
計	63 9.3%	81 11.9%	44 6.5%	37 5.5%	66 9.7%	44 6.5%	- -	174 25.7%	- -	37 5.5%

	平成23年4月中央公 契連モデルを採用		平成23年4月中央公 契連モデルに準拠		平成21年4月中央公 契連モデルを採用		平成21年4月中央公 契連モデルに準拠	
	H24. 9. 1	H25. 9. 1	H24. 9. 1	H25. 9. 1	H24. 9. 1	H25. 9. 1	H24. 9. 1	H25. 9. 1
都道府県	24 51.1%	3 6.4%	7 14.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
指定都市	8 40.0%	0 0.0%	5 25.0%	1 5.0%	2 10.0%	0 0.0%	1 5.0%	1 5.0%
市区町村	183 29.9%	91 14.9%	42 6.9%	21 3.4%	81 13.2%	57 9.3%	24 3.9%	14 2.3%
計	215 31.6%	94 13.9%	54 7.9%	22 3.2%	83 12.2%	57 8.4%	25 3.7%	15 2.2%

	平成20年6月中央公 契連モデルを採用		平成20年6月中央公 契連モデルに準拠		昭和61年6月中央公 契連モデルを採用		昭和61年6月中央公 契連モデルに準拠		算定式は非公表	
	H24. 9. 1	H25. 9. 1	H24. 9. 1	H25. 9. 1	H24. 9. 1	H25. 9. 1	H24. 9. 1	H25. 9. 1	H24. 9. 1	H25. 9. 1
都道府県	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.1%	0 0.0%	1 2.1%	1 2.1%
指定都市	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
市区町村	45 7.3%	38 6.2%	16 2.6%	6 1.0%	37 6.0%	31 5.1%	14 2.3%	12 2.0%	60 9.8%	52 8.5%
計	45 6.6%	38 5.6%	16 2.4%	6 0.9%	37 5.4%	31 4.6%	15 2.2%	12 1.8%	61 9.0%	53 7.8%

※ 低入札価格調査制度を採用していない発注機関を除く。

(3)－3最低制限価格の算定式について

	独自モデルを採用 平成21年4月中央公 契連モデル水準と 同等以上				独自モデルを採用 平成21年4月中央 公契連モデル水準 より低い		平成25年5月中央公 契連モデルを準用		平成25年5月中央公 契連モデルに準拠	
	H24. 9. 1	H25. 9. 1	うち平成 25年中央 公契連モ デル以上 の水準	うち平成 25年中央 公契連モ デル未満 の水準	H24. 9. 1	H25. 9. 1	H24. 9. 1	H25. 9. 1	H24. 9. 1	H25. 9. 1
都道府県	12 27.9%	15 34.9%	13 30.2%	2 4.7%	0 0.0%	0 0.0%	- -	10 23.3%	- -	10 23.3%
指定都市	4 20.0%	3 15.0%	3 15.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	- -	4 20.0%	- -	10 50.0%
市区町村	155 11.5%	148 10.8%	71 5.2%	77 5.6%	145 10.7%	97 7.1%	- -	232 16.9%	- -	70 5.1%
計	171 12.1%	166 11.5%	87 6.1%	79 5.5%	145 10.2%	97 6.7%	- -	246 17.1%	- -	90 6.3%

	平成23年4月中央公 契連モデルを準用		平成23年4月中央公 契連モデルに準拠		平成21年4月中央公 契連モデルを準用		平成21年4月中央公 契連モデルに準拠	
	H24. 9. 1	H25. 9. 1	H24. 9. 1	H25. 9. 1	H24. 9. 1	H25. 9. 1	H24. 9. 1	H25. 9. 1
都道府県	13 30.2%	1 2.3%	11 25.6%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.3%	0 0.0%	0 0.0%
指定都市	6 30.0%	0 0.0%	6 30.0%	1 5.0%	1 5.0%	0 0.0%	2 10.0%	1 5.0%
市区町村	290 21.4%	136 9.9%	80 5.9%	46 3.3%	126 9.3%	79 5.7%	41 3.0%	35 2.5%
計	309 21.8%	137 9.5%	97 6.9%	47 3.3%	127 9.0%	80 5.6%	43 3.0%	36 2.5%

	平成20年6月中央公 契連モデルを準用		平成20年6月中央公 契連モデルに準拠		昭和61年6月中央公 契連モデルを準用		昭和61年6月中央公 契連モデルに準拠		算定式は非公表	
	H24. 9. 1	H25. 9. 1	H24. 9. 1	H25. 9. 1						
都道府県	1 2.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 14.0%	6 14.0%
指定都市	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 5.0%	1 5.0%
市区町村	51 3.8%	51 3.7%	20 1.5%	10 0.7%	40 3.0%	23 1.7%	18 1.3%	22 1.6%	386 28.6%	306 22.3%
計	52 3.7%	51 3.5%	20 1.4%	10 0.7%	40 2.8%	23 1.6%	18 1.3%	22 1.5%	393 27.8%	313 21.8%

※ 最低制限価格制度を採用していない発注機関を除く。

(4) 予定価格等の公表時期について

予定価格等の事後公表(事前公表、非公表との併用を含む。)については、都道府県では66.0%(24年度63.8%)、指定都市では80.0%(24年度70.0%)、市区町村では46.5%(24年度44.5%)にそれぞれ増加しています。

低入札価格調査基準価格の事後公表(事前公表、非公表との併用を含む。)については、制度導入団体のうち、都道府県では85.1%(24年度80.9%)に増加しています。また、指定都市では95.0%(24年度95.0%)となっています。市区町村では57.4%(24年度56.0%)に増加しています。

最低制限価格の事後公表(事前公表、非公表との併用を含む。)については、都道府県では81.4%(24年度79.1%)、指定都市では95.0%(24年度85.0%)に、市区町村では54.5%(24年度52.7%)にそれぞれ増加しています。

① 予定価格等の公表時期について

	事後公表		事前公表及び 事後公表の併用		事前公表		非公表	
	H24.9.1	H25.9.1	H24.9.1	H25.9.1	H24.9.1	H25.9.1	H24.9.1	H25.9.1
都道府県	14 29.8%	16 34.0%	16 34.0%	15 31.9%	17 36.2%	16 34.0%	0 0.0%	0 0.0%
指定都市	5 25.0%	7 35.0%	9 45.0%	9 45.0%	6 30.0%	4 20.0%	0 0.0%	0 0.0%
市区町村	529 30.7%	541 31.4%	218 12.7%	235 13.6%	763 44.3%	739 42.9%	173 10.0%	165 9.6%
計	548 30.6%	564 31.5%	243 13.6%	259 14.5%	786 43.9%	759 42.4%	173 9.7%	165 9.2%

	非公表と 事後公表の併用		非公表と 事前公表の併用	
	H24.9.1	H25.9.1	H24.9.1	H25.9.1
都道府県	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
指定都市	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
市区町村	19 1.1%	24 1.4%	20 1.2%	18 1.0%
計	19 1.1%	24 1.3%	20 1.1%	18 1.0%

② 低入札価格調査基準価格の公表時期について

	事後公表		事後公表及び 事前公表を併用		事前公表		非公表	
	H24. 9. 1	H25. 9. 1	H24. 9. 1	H25. 9. 1	H24. 9. 1	H25. 9. 1	H24. 9. 1	H25. 9. 1
都道府県	38 80.9%	40 85.1%	0 0.0%	0 0.0%	2 4.3%	2 4.3%	7 14.9%	5 10.6%
指定都市	18 90.0%	19 95.0%	1 5.0%	0 0.0%	1 5.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 5.0%
市区町村	326 53.2%	332 54.3%	9 1.5%	10 1.6%	59 9.6%	58 9.5%	207 33.8%	199 32.6%
計	382 56.2%	391 57.7%	10 1.5%	10 1.5%	62 9.1%	60 8.8%	214 31.5%	205 30.2%

	原則非公表、 一部事後公表		原則非公表、 一部事前公表	
	H24. 9. 1	H25. 9. 1	H24. 9. 1	H25. 9. 1
都道府県	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
指定都市	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
市区町村	8 1.3%	9 1.5%	4 0.7%	3 0.5%
計	8 1.2%	9 1.3%	4 0.6%	3 0.4%

※ 低入札価格調査制度を採用していない発注機関を除く。

③ 最低制限価格の公表時期について

	事後公表		事後公表及び 事前公表を併用		事前公表		非公表	
	H24. 9. 1	H25. 9. 1	H24. 9. 1	H25. 9. 1	H24. 9. 1	H25. 9. 1	H24. 9. 1	H25. 9. 1
都道府県	34 79.1%	35 81.4%	0 0.0%	0 0.0%	2 4.7%	2 4.7%	7 16.3%	6 14.0%
指定都市	17 85.0%	18 90.0%	0 0.0%	1 5.0%	3 15.0%	1 5.0%	0 0.0%	0 0.0%
市区町村	650 48.1%	684 49.7%	37 2.7%	39 2.8%	179 13.2%	181 13.2%	453 33.5%	439 31.9%
計	701 49.5%	737 51.3%	37 2.6%	40 2.8%	184 13.0%	184 12.8%	460 32.5%	445 30.9%

	原則非公表、 一部事後公表		原則非公表、 一部事前公表	
	H24. 9. 1	H25. 9. 1	H24. 9. 1	H25. 9. 1
都道府県	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
指定都市	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
市区町村	25 1.8%	27 2.0%	8 0.6%	5 0.4%
計	25 1.8%	27 1.9%	8 0.6%	5 0.3%

※ 最低制限価格制度を採用していない発注機関を除く。